広報おみいた

No.265
2020.7

日本酪農協同株式会社が徳島工場を上板町に移転

「毎日牛乳」のブランドで知られる乳業メーカーの日本酪農協同株式会社が、徳島市応神町の徳島工場を上板町下六條に新築移転することになりました。

６月２日(火)に、日本酪農協同株式会社、徳島県酪農協同組合、徳島県、上板町の４者で、工場立地にかかる覚書を交わしました。

令和３年の新工場本格稼働を目標に、今年度内の着工が予定されています。

各種表彰　2
新しい地域おこし協力隊員が着任しました！　3
上板町ひとり親家庭支援金について　10
上板町臨時特別出産祝金のお知らせ　10
高収益作物次期作支援交付金のご案内　19
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内　20
合併処理浄化槽の普及促進に向けての支援　22

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　令和２年５月末現在　○世帯数／4,925世帯　○人口／男5,682人／女6,168人／計11,850人

徳島県知事表彰受賞

安田孝子氏

安田孝子氏が徳島県知事表彰を受賞されました。

氏は多年にわたり徳島県消費者協会会長等として、消費者問題に取り組まれ、県民生活の向上に貢献されてきました。

その功績が認められ、今回の受賞となりました。

栄えある受賞をたたえるとともに、今後ますますのご活躍をお祈りしています。

受賞年月日　令和2年6月2日

上板町体育協会表彰

本町スポーツ界における活躍を称え、上板町体育協会より、体育功労者・スポーツ優秀者として9名の方を選出し、表彰状及び記念品を贈呈しました。

体育功労者

切原正利（上板町ゲートボール協会）

住友義則（上板サッカースポーツ少年団）

スポーツ優秀者

植田友里（上板中学校・柔道）

矢野花怜（上板中学校・柔道）

岡田花（上板中学校・柔道）

高田彩帆（上板中学校・柔道）

門田蒼依（上板中学校・柔道）

髙橋芽依（上板中学校・柔道）

松谷里緒（上板中学校・陸上）

※令和元年度の学校名を記載しております。

（順不同）

新しい地域おこし協力隊員が着任しました！

４月14日に、山口直美さん（大阪府より移住）・桑田歩美さん（三重県より移住）が、地域おこし協力隊員に着任しました。

山口直美さんは、一般社団法人ジャパンブルー上板で、「とくしま上板熱中小学校」の事業などを行っています。

桑田歩美さんは、藍を通じての地域おこしをしており、現在は技の館での藍染体験指導などを行っています。

毎日元気に活動していますので、見かけた方は気軽に声をかけてあげてください。

桑田歩美さん

皆様のご教示・ご協力を得ながら、藍を通じて上板町をアピールしたいと考えています。よろしくお願いいたします。

山口直美さん

皆様のご教示・ご協力を得ながら、イベント企画などを通じて、上板町の発展に貢献できたらと思っています。よろしくお願いいたします。

技の館に子どもたちのプレイランドがオープン！

技の館２階にある第２研修室の一角に、プレイランドを設けました。床には転げても痛くならないよう、ジョイントマットを敷いているので、小さなお子さまでも安心。

プレイランドには「木のおもちゃ」を中心に、細かな細工が特徴的な日本のメーカーのままごとセットや汽車・木製レールセット、想像力を働かせることで子どもから大人まで夢中になれるフランス製の積木など、バリエーション豊かに揃えています。その他にも、絵本は勿論、タウン情報誌等もあるので、親子で１日楽しむことができます。おもちゃの消毒用スプレーも備えていますので、皆様安心して遊びに来てください。

▲ぬくもり溢れる木のおもちゃに子ども達も夢中

▲おままごと用に制作した藍染めエプロン

お問い合わせ　**技の館**　住所／上板町泉谷字原東32－４　☎６３７－６５５５
休館日／月曜日（祝日の場合翌日休）年末年始　開館時間／9:00～17:00

日新酒類株式会社と協定を締結しました。

６月１日（月）に、日新酒類株式会社（上板町上六條）と「災害等におけるエタノール製品等の供給に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時や指定感染症等の発生時において、町が防疫用エタノール製品等を調達する必要が生じたときに、日新酒類株式会社よりエタノール製品等の供給のご協力をいただくものです。

お問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎６９４－６８２４

保健師からのお知らせです

1．「乳がん集団検診」・「骨粗しょう症検診」受診者募集について

実施日	検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
令和２年 ８月29日(土)	乳がん検診	40 歳以上の女性 （２年に１回）	マンモグラフィー撮影	1,500 円
	骨粗しょう症検診	40 歳以上の女性	前腕部（手首）のＸ線検査により骨密度を計測します。	500 円

■受 付 時 間　９時00分～ 11時30分（時間予約制）

■受 付 場 所　上板町農村環境改善センター　１階　農事研修室

■申 し 込 み　７月13日(月)から先着順に受付し、募集人数（24人）に達し次第締め切ります。

■申し込み先　上板町役場 福祉保健課・保健師まで（☎694－6810）にて申し込みください。

＊申し込まれた方には問診票を送付します。

＊新型コロナウイルス感染症の状況により、日程を変更または中止させていただく場合があります。ご了承ください。

2．高齢者の肺炎球菌予防接種について

令和２年度助成の対象となる方には４月に個別通知を送付しています。

(下記に該当する方のうち、**今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。**)

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和30年４月２日生～昭和31年４月１日生	85歳	昭和10年４月２日生～昭和11年４月１日生
70歳	昭和25年４月２日生～昭和26年４月１日生	90歳	昭和５年４月２日生～昭和６年４月１日生
75歳	昭和20年４月２日生～昭和21年４月１日生	95歳	大正14年４月２日生～大正15年４月１日生
80歳	昭和15年４月２日生～昭和16年４月１日生	100歳	大正９年４月２日生～大正10年４月１日生
60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方			

(1) 自己負担額

４,０００円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(2) 接種期限

令和３年３月31日（水）まで

(3) 通知を紛失した方は、下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課・保健師　☎６９４－６８１０

3．夏に注意してほしい感染症予防について

1）蚊を媒介とした感染症

蚊を媒介とした感染症には、ジカウイルス感染症（ジカ熱）やデング熱、日本脳炎などがあります。原因となるウイルスは、それらに感染した人の血を吸った蚊（日本ではヒトスジシマカ）の体内で増え、その蚊がまた他の人の血を吸うことで感染を広げていきます。

●蚊を媒介とした感染症を防ぐために

①小さな水たまりでも蚊の幼虫（ボウフラ）の発生源となります。下水溝や雨水受け、バケツ、空き缶、古タイヤなど、身近な水たまりをなくしましょう。
②蚊取り線香や殺虫剤などを利用したり、網戸などをつけたりして屋内への蚊の侵入を防ぎましょう。
③蚊がいそうな場所では、長そで、長ズボンなど、肌の露出が少ない服装にしましょう。虫よけスプレーなど、虫よけ効果のある薬剤の使用も効果的です。
④ジカウイルス感染症は軽い病気ですが、赤ちゃんに影響が及ぶリスクなどを避けるために、妊婦や妊娠の予定がある女性、そのパートナー等は、流行地への旅行は控えた方がいいでしょう。

【ヒトスジシマカ】
背中に１本の白い線とＷ字状の模様がある4.5mmほどの蚊です。

2）マダニによる感染症

草むらや山などに入る場合はマダニによる感染症に注意が必要です。

●マダニによる感染症を防ぐために

草むらや山などのダニが生息する場所に行く場合には、長そで･長ズボン･長靴、手袋、首にタオルを巻くなど、肌の露出をできるだけ少なくすることが大切です。虫よけスプレーなど、虫よけ効果のある薬剤の使用も一定の効果が得られます。ペットなどの身近な動物にも気を付けましょう。屋外活動後は入浴し、マダニが付着していないか注意深く全身をチェックし、発熱等の症状がある場合は必ず医療機関を受診しましょう。

【タカサゴキララマダニ】

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課・保健師　☎６９４－６８１０

4．新型コロナウイルス感染予防について

1）徳島保健所より

コロナから身を守ろう
STOP!喫煙

1．**喫煙**は新型コロナウイルス肺炎重症化の**最大のリスク**です
2．三密「密閉」「密集」「密接」の**喫煙室は濃厚接触の場**です
3．家にいても家族・近隣への受動喫煙を増やさないでください
4．あなた自身と家族、同僚を守るため、この機会に喫煙を！

出典：日本呼吸器学会

2）新型コロナウイルス感染予防と熱中症予防について

令和２年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の３つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「３密（密集、密接、密閉）」を避ける等の**「新しい生活様式」が求められています。**このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1　暑さを避けましょう

・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
・暑い日や時間帯は無理をしない
・涼しい服装にする
・急に暑くなった日等は特に注意する

2　適宜マスクをはずしましょう

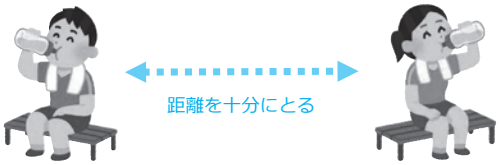

・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
・屋外で人と十分な距離（２メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3　こまめに水分補給しましょう

・のどが渇く前に水分補給
・1日あたり１.２リットルを目安に
・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4　日頃から健康管理をしましょう

・日頃から体温測定、健康チェック
・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5　暑さに備えた体作りをしましょう

・暑くなり始めの時期から適度に運動を
・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。３密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

環境省　厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：https://www.wbgt.env.go.jp/

こんな症状があったら熱中症を疑いましょう。

1．軽い症状
●めまい　●立ちくらみ
●筋肉痛　●汗がとまらない

2．中等度の症状
●頭痛　●吐き気
●体がだるい（倦怠感）　●虚脱感

3．重症
●意識がない　●けいれん
●高い体温である
●呼びかけに対し返事がおかしい
●まっすぐに歩けない、走れない

熱中症になったときには

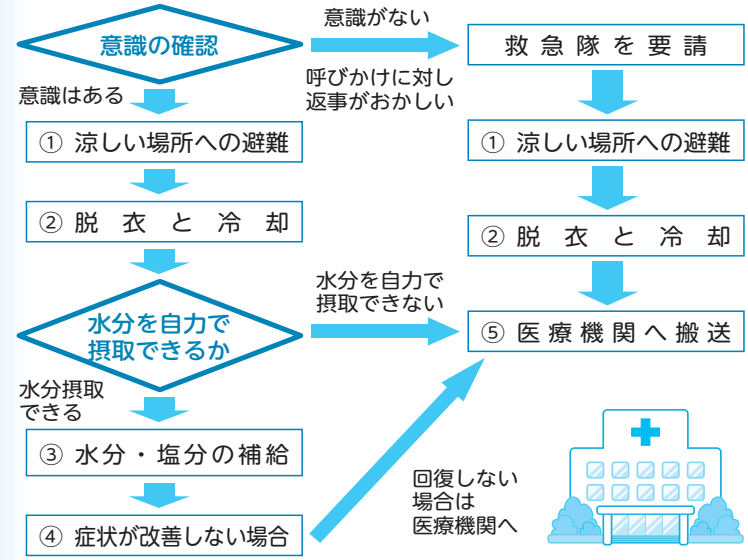

7月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
7／7	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
8／4	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

Ⅱ　頸部超音波検査

月／日	時　　間	受付場所	内　　容	該　当　者
7／7	13：30～16：30	農村環境改善センター	頸部超音波検査（エコー検査） 金額：3,300円	20歳以上の住民の方 募集人数　24名

Ⅲ　乳幼児健康診査

1．3歳児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
7／1	※個別通知にて案内します。	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成29年2月1日～平成29年4月30日生

2．股関節脱臼検診・ブックスタート

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
7／29	※個別通知にて案内します。	農村環境改善センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和2年2月16日～令和2年5月29日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和2年7・8月分　在宅当番医

〈7/1～8/10まで〉

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日18：00～22：00　　休日9：00～22：00

7月	1 (水)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697－3213
	2 (木)	健生きたじまクリニック	698－9629
	3 (金)	こまつばら整形外科	698－5108
	4 (土)	浜病院	692－2317
	5 (日)	こまつばら整形外科	698－5108
	6 (月)	ルナウイメンズクリニック	697－2322
	7 (火)	きたじま皮フ科	678－7010
	8 (水)	くぼ小児科クリニック	678－7141
	9 (木)	香川内科	692－9770
	10 (金)	森本医院	641－4141
	11 (土)	清水内科	692－8900
	12 (日)	ルナウイメンズクリニック	697－2322
	13 (月)	中川整形外科	641－2288
	14 (火)	稲次病院	692－5757
	15 (水)	浜病院	692－2317
	16 (木)	清水内科	692－8900
	17 (金)	あいずみ皮ふ科	692－9211
	18 (土)	あいずみ皮ふ科	692－9211
	19 (日)	くぼ小児科クリニック	678－7141
	20 (月)	奥村医院	692－2403
	21 (火)	山田眼科藍住	692－8118
7月	22 (水)	奥村医院	692－2403
	23 (木)	きたじま皮フ科	678－7010
	24 (金)	香川内科	692－9770
	25 (土)	山田眼科藍住	692－8118
	26 (日)	森本医院	641－4141
	27 (月)	矢野医院	692－4411
	28 (火)	山根眼科	692－8171
	29 (水)	西條内科耳鼻科	692－8711
	30 (木)	富本小児科内科	692－7228
	31 (金)	中山産婦人科	692－0333
8月	1 (土)	矢野医院	692－4411
	2 (日)	中川整形外科	641－2288
	3 (月)	内科クリニック・オクムラ	692－4771
	4 (火)	きはら耳鼻咽喉科医院	693－0087
	5 (水)	近藤外科内科	693－1188
	6 (木)	こやま小児科内科クリニック	637－3211
	7 (金)	大久保内科	692－1220
	8 (土)	山根眼科	692－8171
	9 (日)	稲次病院	692－5757
	10 (月)	浜病院	692－2317

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

介護保険からのお知らせ

「介護保険負担割合証」（薄い青色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「介護保険負担割合証」（薄い青色）は、適用期間が令和2年7月31日までとなっております。

要介護・要支援認定を受けられている方、事業対象者の方には、町から新しい「介護保険負担割合証」を交付いたします。申請書の提出は必要ありません。

「介護保険負担割合証」が届いたら「介護保険被保険者証」（黄色）と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。古い「介護保険負担割合証」を8月1日以降にも使用しないよう、ご注意ください。

『板野郡介護マップ』について

在宅医療・介護連携推進事業として、板野郡医師会のホームページ（http://www.itanomed.jp/）に「板野郡医療・介護マップ」が掲載されています。

郡内の医療機関や介護事業所等が地図上に表示され見やすくなっています。

ぜひ、ご利用ください。

■お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課
☎６９４－６８１０

7月は介護保険料（第2期分）の納付月です。納期限は令和2年7月31日です。納期限内にお納め下さいますようお知らせします。

口座振替の方は、7月31日に引き落としいたしますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

■お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター　☎６９４－５５９７
上板町老人福祉センター　☎６９４－６１５５

戦没者遺児による慰霊友好親善事業のお知らせ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としております。

費用は参加費として10万円。

（集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続手数料等は含まれておりません。）詳しくは、左記までお問い合わせください。

一般財団法人　徳島県遺族会
徳島市雑賀町東開21番地1
徳島県護国神社内
TEL　０８８－６３６－３２１２
FAX　０８８－６３６－３２１３

避難行動要支援者名簿登録のお知らせ

災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々の情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、自主防災組織や消防機関等の避難支援等関係者へ提供され、災害発生時の避難支援や安否確認、及び平常時の見守り活動などに役立てられます。

なお、「避難行動要支援者名簿」を平常時から避難支援等関係者へ提供するにあたっては、ご本人の同意が必要となります。

避難行動要支援者の対象となる方とは

自宅において生活をしている方で、災害発生時において自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

（1）７５歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
（2）介護保険認定者のうち、要介護度３以上の方
（3）身体障がい者手帳１級又は２級の交付を受けている方
（4）療育手帳Ａの交付を受けている方
（5）精神障がい者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている方
（6）難病患者
（7）前各号に掲げる方のほか災害時において支援が必要な方

名簿の登録方法

登録を希望される方は、「上板町避難行動要支援者登録申請書」に必要事項をご記入、押印の上、窓口にご提出してください。

高齢等の理由により窓口に出向くのが困難な方は、郵送、地区担当民生委員の訪問による申請も可能ですのでお手数ですが下記までご連絡ください。

すでにご登録がお済の方につきましては、再度申請をしていただく必要はありませんが地区担当民生委員が自宅を訪問し、現在の状況確認を実施しますのでご協力をよろしくお願いします。

ご注意いただきたいこと

登録によって、災害発生時の支援が保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な義務を負うものではありません。

普段から災害への備えを忘れず「自分の身は自分で守る」という意識を持つとともに、避難支援等を円滑に行うため、日ごろから周囲の方との良好な関係を作ることを心がけてください。

お問い合わせ　上板町役場　福祉保健課　☎６９４－６８１０

上板町ひとり親家庭支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯を対象に、支援金を給付します。

■該当者
令和2年4月分（5月分を含む）の児童扶養手当（※全部支給及び一部支給の方のみ）

■給付額
一世帯　20、000円
更に、賃貸住宅居住世帯には追加で10、000円

■支給日
令和2年7月下旬予定

お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　☎694-6810

特別定額給付金について

申請書の提出はお済みですか？
申請期限（令和2年8月20日）を過ぎると給付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

申請方法は、世帯主の方宛てにお送りしています申請書類や、総務省・町のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】
○総務省コールセンター
0120-260020
9時～18時30分
○上板町役場特別定額給付金係（総務課内）
☎694-6366（8月31日まで）
9時～17時（土・日・祝日を除く）

お掛け間違えのないよう十分にご注意ください。

特別定額給付金をかたった詐欺にご注意ください。
- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

は絶対にありません。

上板町臨時特別出産祝金のお知らせ

＊新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態宣言を受け、経済的・心理的負担を受けている子育て世帯の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

■受給対象者
①令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれ、上板町に住民登録された者。
②父または母となる者が、令和2年4月27日（特別定額給付金基準日）時点で上板町に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有していること。

■交付金額
一律　100、000円

■申請手続き
出生届提出時に、「上板町臨時特別出産祝金交付申請書」を添えて、住民人権課に提出してください。
令和2年6月12日の施行日より前に出生届を済まされている受給対象に該当する方には、上板町から申請書を郵送で送付いたします。

■申請に必要なもの
・印鑑　・申請者の本人確認書類
・申請者名義の振込口座通帳

詳しいお問い合わせは、上板町役場　住民人権課（☎694-6809）まで

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は、令和2年7月1日から開始されます。

また申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ
上板町役場　住民人権課
☎6941-6809
徳島北年金事務所
☎088-655-0200

ご存じですか？「本人通知制度」

登録して守る、自分の個人情報

◇本人通知制度とは？

本人通知制度とは、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本など（以下「住民票の写しなど」）を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。これは、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的とし、平成30年1月4日より実施しています。

本制度を利用するためには、事前登録が必要です。

◇事前登録ができる方

上板町の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている方。（住民基本台帳または戸籍の附票から除かれた方を含む。）

◇事前登録に必要なもの

●上板町本人通知制度登録申請書
住民人権課窓口に備え付けてあります。上板町HPからもダウンロードできます。

●本人確認書類
※1種類の提示でよいもの
官公署発行の顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど。）
※2種類の提示が必要なもの
健康保険証、国民年金手帳、介護保険証など

◇通知の対象となる住民票の写しなどの種類

●住民票の写し（除票、改製原住民票を含む）
●住民票記載事項証明書
●戸籍附票の写し（除籍を含む）
●戸籍謄本または戸籍抄本（全部事項証明書または個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍を含む）
●戸籍記載事項証明書

◇交付事実の通知

事前登録された方の住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付事実を郵送で通知します。
・通知の記載内容：交付日、交付した書類の種類、交付枚数、交付請求者の種別等

※第三者とは？

第三者とは、本人からの委任状をもった代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人です。資格のない人に勝手に住民票や戸籍を交付することはありません。

お問い合わせ
上板町役場　住民人権課
☎6941-6809

幼稚園児及び小中学生の家庭応援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の経済対策

上板町では、新型コロナウイルス感染症の経済対策として幼稚園児及び小中学生の家庭応援特別給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が長期にわたったことから、家庭学習費用や昼食などの家庭での負担が増加したことなどへの経済対策として給付金を支給するものです。

●支給対象者

令和2年5月1日時点で上板町に住民登録があり、平成27年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの子どもを養育する保護者及び令和2年5月1日時点で上板町内の幼稚園の広域利用及び小中学校に区域外就学している子どもを養育する保護者

●支給額

対象となる幼稚園の幼児、小中学校の児童生徒1人につき1万円

●申請手続き

7月中旬までに対象となる方へ通知いたします。

お問い合わせ
上板町教育委員会事務局
TEL 6941-6814
FAX 6941-6802

木造住宅耐震化促進事業のご案内

今後30年以内に、70～80%の確率で起きる南海トラフ大地震に備え、町内の木造住宅耐震化促進事業を実施し、住宅の耐震性の向上を図ることを目的としていますので、ぜひご活用ください。

❶ 耐震診断

受付戸数　15戸

要件
- ●木造（在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等）
- ●平成12年5月31日以前に着工
- ●３階建て以下
- ●住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む）

費用　**3,000円**

❷ 補強計画

受付戸数　10戸

要件　●耐震診断で、評点1.0未満と判定

※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、再度、耐震診断から行う必要があります。
※耐震シェルター設置や住替え（除却）を予定している方はお申込みできません。

費用　**無料**

診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。

❸ 改修工事

耐震改修支援事業

耐震改修　**最大100万円**　＋　感震ブレーカー　**10万円**

（補助率4/5）

受付戸数　10戸

要件　●耐震診断で、評点1.0未満と判定

（必須事項）
- ●改修後の評点を1.0以上とする工事
- ●高さ1.5m以上の家具の固定
- ●分電盤タイプの感震ブレーカーの設置
  ※コンセントタイプや簡易タイプは含まれません

耐震シェルター設置支援事業

最大80万円

耐震ベッドの場合は40万円
（補助率4/5）

受付戸数　3戸

要件
- ●耐震診断で、評点1.0未満と判定
- ●現在居住している住宅

（必須事項）
- ●耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
- ●高さ1.5m以上の家具の固定

住まいのスマート化支援事業

最大30万円（補助率2/3）
＋ 耐震改修 ＝ **最大140万円**
＋ シェルター ＝ **最大110万円**

受付戸数　13戸

要件
- ●耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう
- ●ＩＣＴやＡＩを活用した設備を設置する
  〈例〉・スマートロックの設置
  　　・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置　等

（対象にできる工事）
- ●省エネルギー化工事
- ●バリアフリー化工事　　等

住替え支援事業

最大30万円

（補助率2/5）

受付戸数　3戸

要件
- ●耐震診断で、評点0.7未満と判定
- ●昭和56年5月31日以前に着工
- ●現在居住している住宅

（必須事項）
- ●住宅のすべてを除却
- ●解体業者が施工

※受け付け戸数になりしだい終了いたします。

お問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎694－6824

新しい生活様式の実践をしましょう

基本的感染対策と基本的生活様式

人との間隔は２ｍあける。

ソーシャルディスタンシング

熱中症対策：屋外で十分な距離を確保できる場合は適宜マスクをはずす

発熱又は風邪の症状がある場合は自宅で療養。
感染が流行している地域への移動は控える。
帰省や旅行も控えめに。

会話は真正面を避ける。

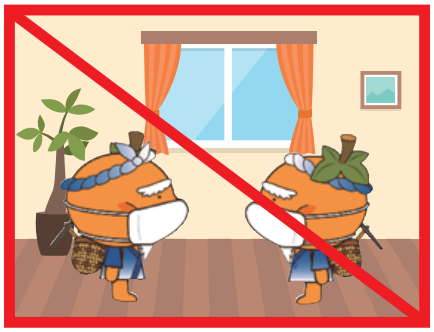

密閉・密接・密集の回避。

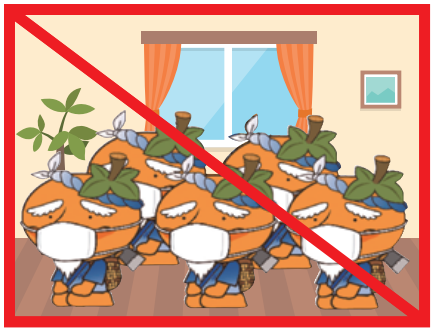

マスクの着用

手洗い

体温測定

こまめに換気

日常生活の各場面別の生活様式

【買い物】
レジに並ぶときは、前後にスペース。
店がすいている時間に素早く済ます。

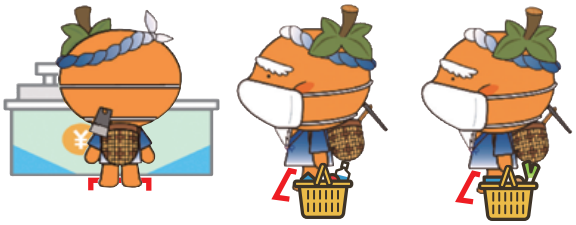

【食事】
料理は個々で、対面を避けて横並び。
食事の際の会話は控えめに。

通販の利用

電子決済の利用

持ち帰りや宅配の利用

会議はオンライン

ジョギングは少人数

一人ひとりが実践し、社会全体でこの困難を克服しましょう。　詳しくは　新しい生活様式　検索

新型コロナウイルス感染者やその家族、治療にあたった医療関係者、外国人の方等に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS 等における誹謗中傷等があってはなりません。また、そのような行為は絶対に許されるものではありません。新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、冷静な行動をお願いします。

このページは取り出し可能です。ご家庭の見やすい場所に掲示するなどしてご活用ください。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

- いいえ → 色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。
- はい ↓

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

- 例外 → ※浸水の危険があっても、
  ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
  ②浸水する深さよりも高いところにいる
  ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
  ※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

- いいえ →
  - 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？
    - はい → 警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）
    - いいえ → 警戒レベル4が出たら、市区町村が指定した避難所又は避難場所に避難しましょう
- はい ↓
  - 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？
    - はい → 警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）
    - いいえ → 警戒レベル3が出たら、市区町村が指定した避難所又は避難場所に避難しましょう

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！…… 必ず確認してください ……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。

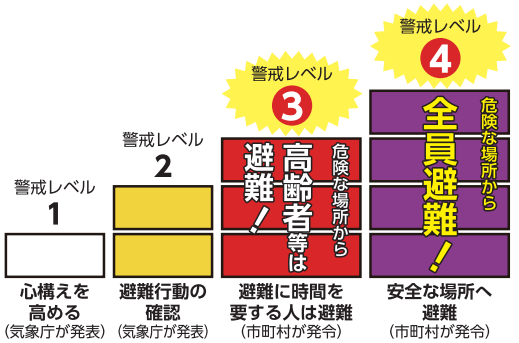

警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

警戒レベル4には避難勧告や避難指示（緊急）※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

13・14ページに関するお問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎694－6824

板野西部消防組合職員採用のご案内

板野西部消防組合消防職員を採用します。採用予定人数、受験申し込み方法等は、次の要領のとおりです。なお、今回の採用予定日は、令和3年4月1日以降です。

1 採用予定職種及び人数
消防職員（24時間交替勤務） 若干名

2 受験資格
平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。
（詳しくは、試験案内をご覧ください。）

3 受付期間
令和2年7月21日(火) 午前8時30分から
8月4日(火) 午後5時まで。

4 試験の日程
第1次試験（県内統一試験で実施）
日　時　令和2年9月20日(日) 午前10時から
場　所　四国大学（徳島市応神町古川字戎子野123－1）
合格発表　令和2年10月上旬頃
第2次試験
日　時　令和2年10月下旬頃
詳しい事項は、直接連絡します。

5 お申し込み・お問い合わせ
板野西部消防組合消防本部総務課
☎088－672－0198
〒779－0114 徳島県板野郡板野町羅漢字前田35

※申込用紙、試験案内は、板野西部消防組合消防本部総務課で7月1日から配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求」と朱書し、あて先明記のうえ、120円切手を貼ったA4版返信用封筒を必ず同封してください。

国勢調査の調査員を募集します

今年は5年に1度の国勢調査が実施されます。現在、国勢調査に「統計調査員」として協力していただける方を募集しています。

●募集期間 7月20日（月）まで
●条　件
●責任をもって調査事務が遂行でき、調査に伴う秘密が守れる方
●原則として20歳以上の方
●警察・選挙に直接関係がない方
●業務期間 8月下旬～10月下旬
●仕事内容 調査票の配布など
●報　酬 約3～7万円
（担当する調査区により決まります）
●応募方法 電話または、役場 企画防災課にご連絡ください。

お問い合わせ
上板町役場 企画防災課 統計担当
☎6941－6824

民地から道路へ突き出した立木などの管理について【お願い】

毎年、台風等で立木が道路上へ倒れたり、道路にはみ出した枝で通行車両が損傷したりする事故が発生しています。

こうした事故の場合、一般的には立木所有者の管理責任が問われ、損害賠償等の責任を負うことがあります。

倒れそうな立木や道路上にはみ出した枝は早めに伐採し、事故の未然防止に努めてください。

上板町議会だより

◎令和2年第2回定例会の概要

第2回定例会は、6月9日から6月11日までの3日間（会期は6月12日までの4日間）の日程で開かれました。

開会日には、松田町長の挨拶及び提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策について、防災対策、教育環境の整備についてなどが論議されました。

（議員10名から一般質問）

町長提出議案27件のうち、7件が可決、18件が同意、1件が承認、1件が報告されました。（令和2年度一般会計補正予算としてGIGAスクール端末整備事業等委託料1億4、131万円ほか）

また、議員提出議案2件が可決され、請願1件が採択、懲罰動議1件が可決されましたが、同日撤回されました。

◎議会議員全員協議会

令和2年6月4日
第2回定例会提出議案等の協議。
令和2年6月11日
議会としての新型コロナウイルス感染症対策について等の協議。

８月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和２年７月31日」となっている［みどり色］の「後期高齢者医療被保険者証」を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に、**有効期限　令和３年７月31日**と記載された新しい被保険者証 **［オレンジ色］** をお届けします。

令和２年８月１日から令和３年７月31日までの一部負担金の割合（１割又は３割）は、令和元（平成31）年中の所得に基づき、改めて判定します。

８月１日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

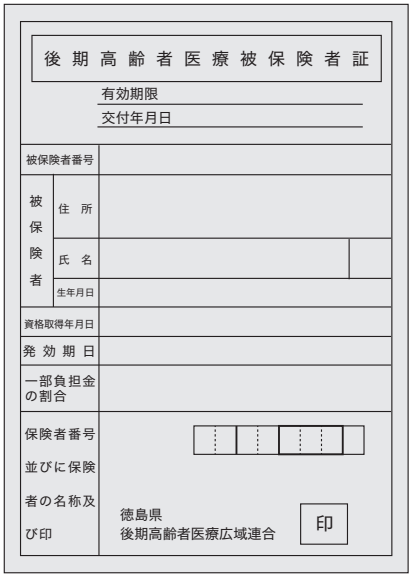

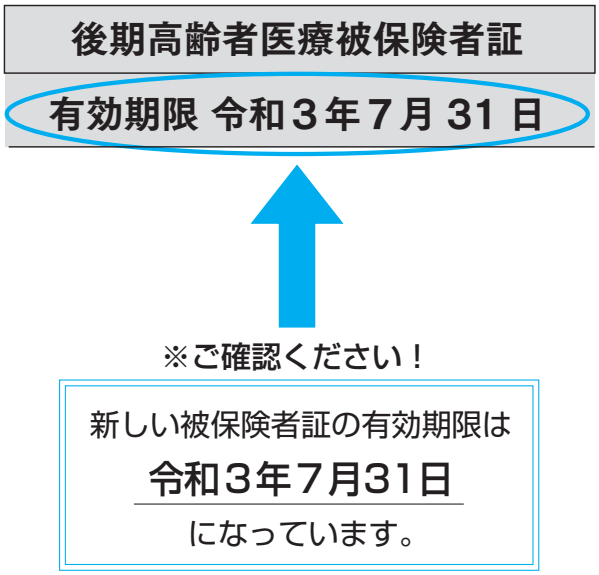

【一部負担金の割合の判定方法について】

１割負担となる方	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が１４５万円未満

３割負担となる方

世帯構成	被保険者が１人の場合	被保険者が２人以上の場合
住民税課税所得	１４５万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	３８３万円未満は１割（要申請）	520万円未満は１割（要申請）
	３８３万円以上は３割（※）	520万円以上は３割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は１割（要申請）

①後期高齢者医療　限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、**減額認定証**）は、有効期限が「令和２年７月31日」となっています。

令和元（平成31）年度の減額認定証をお持ちの方で令和２年度住民税非課税世帯の方には、７月末までに、８月１日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、**減額認定証発行後に90日を超える入院（過去12か月）**をされた方は、税務課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療　限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、**限度額認定証**）は、有効期限が「令和２年７月31日」となっています。

令和元（平成31）年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和２年度も所得区分が３割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、７月末までに、８月１日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。

更新申請書の提出は必要ありません。

※令和２年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を８月初旬にお送りします。

令和２年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、４月分から８月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限令和３年７月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項

保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1　私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2　私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3　私は、臓器を提供しません。
≪１又は２を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、×をつけてください。≫

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

◆自分の意思に合う番号を選択

自分の意思に合う番号を１から３までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択

１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について

１又は２を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※　臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※　記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

● お問い合わせ ●　上板町役場　税務課　☎６９４－６８０７

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

7月は固定資産税（第1期）国民健康保険税（第1期）の納付月です。

納期限は7月31日（金曜日）です。

納期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、7月31日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ

上板町役場　税務課
☎６９４－６８０７

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

1 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は、保険税（料）が減免される場合があります。

【減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

2 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当を受給できる場合があります。

【傷病手当の対象となる方】

①国民健康保険・後期高齢者医療被保険者である。

②給与の支払を受けている。

③新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、給与の全部又は一部を受け取ることができない。

※個人事業主の方は、対象となりません。

※申請には、医療機関や事業主からの証明が必要となります。

そのほか、詳しいことは上板町ホームページをご覧になるか又は税務課までお問い合わせください。

上板町役場　税務課　☎６９４－６８０７

国民健康保険加入者の方へ

令和2年度 特定健康診査が始まります

令和2年度の特定健康診査受診券は7月上旬にお届け予定となっております。

特定健康診査は、自覚症状がなく進行する糖尿病・高血圧等の生活習慣病を見つけるチャンスです。この機会にぜひ健診を受けてみませんか。

対象者

昭和20年10月1日～昭和56年3月31日生まれの上板町国民健康保険加入者

自己負担金

1、000円

受診券の有効期限

令和3年1月31日

⚠ 昭和20年10月1日～昭和21年3月31日生まれの方は、**受診券の有効期限が令和2年9月30日**となっております。

受診方法

次の3つのうち、いずれかの方法で受診してください。

① 医療機関で受診

県内４００か所以上の医療機関で特定健康診査を受診することができます。

詳しくは受診券に同封の県内実施機関一覧表をご覧ください。

② 上板町農村環境改善センターで受診（集団検診）

令和2年度　実施予定日

・令和2年10月23日（金）

12月10日（木）

・令和3年1月15日（金）

③ 人間ドック・脳ドックで受診

上板町国民健康保険が実施する「人間ドック」「脳ドック」、JAが実施する「人間ドック」を受診する際に、医療機関へ受診券を提出してください。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、受診券の送付時期や受診期間が変更となる可能性があります。

■お問い合わせ　上板町役場　税務課国民健康保険係　☎６９４－６８０７

新型コロナウイルスの影響を受けた生産者の皆様へ
～高収益作物次期作支援交付金のご案内について～

交付金の対象となる生産者

【要件①】
令和２年２月から４月の間に、野菜・花き・果樹・茶について出荷実績がある又は、出荷できずに廃棄した実績がある生産者。
※出荷伝票等の出荷実績を証明するものが必要になります。

【要件②】
収入保険、農業共済等のセーフティーネットに加入している、又は加入を検討している方。

【要件③】
令和３年３月31日までに出荷・販売を目的として野菜等を作付する方。

事　業　の　内　容

⑴　次期作に前向きに取り組む生産者支援
◎種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。
・10a当たり５万円
・施設花等：80万／ 10a（施設条件あり）
・施設果樹：25万／ 10a（施設条件あり）

⑵　新たな需要促進に取り組む生産者支援
◎新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。
・10a当たり２万円

※提出期限　７月31日
～提出期限の厳守にご協力お願いいたします。～

※申請書等については役場産業課窓口に備え付けてあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

● お問い合わせ ●　上板町役場　産業課　☎６９４－６８０６

モモ・サクラを加害するクビアカツヤカミキリにご注意ください！

成虫

クビアカツヤカミキリは、モモ、スモモ、ウメ、サクラなどを加害する外来の害虫です。徳島県では平成27年から発生が確認され、果樹（**特にモモ**）に被害がでています。

＜被害拡大防止のために＞
- 成虫を見つけ次第、**捕殺**してください。※
- 枯れた樹は伐採し、焼却や穴を掘って埋めてください。切った樹を置いたままにしておくと、乾燥していても、成虫が出てくることがあります。
- 根の方にも入っている場合がありますので、樹が見えなくなるくらい土に埋めてください。

※**クビアカツヤカミキリは2018年１月に「特定外来生物」に指定されました。**
環境省の許可なく生きたままの保管や、移動させてはいけません。
捕まえた場合は**その場で捕殺**してください。

幼虫が排出したフラス

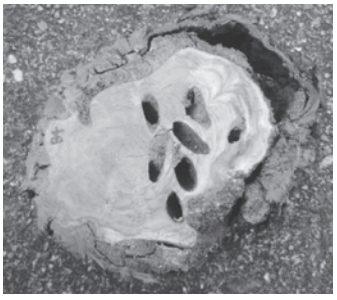
被害を受けた樹（モモ）

幼虫

今まで発生のなかった果樹園や、庭木に成虫がいた場合は下記まで情報提供をお願いします。

お問い合わせ
徳島県立農林水産総合技術支援センター病害虫防除所　☎ 088－674－1954
鳴門藍住農業支援センター　☎ 088－692－2515

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で
生活資金でお悩みの皆さまへ
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

緊急小口資金特例貸付

※生活保護受給者がいる世帯は対象外
※他条件あり

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	２０万円以内
据置期間	１年以内
償還期限	２年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要

総合支援資金特例貸付

※生活保護受給者がいる世帯は対象外
※他条件あり

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	【単身】月１５万円以内【２人以上】月２０万円以内　貸付期間：３月以内
据置期間	１年以内
償還期限	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要

申請時に必要な書類等

◆収入の減少がわかる書類
◆身分証明書
◆住民票（世帯全員分・続柄必要）
◆預金通帳及び預金通帳印　※
（※申請者本人）

貸付審査の結果は開示しません

貸付手続きの流れ

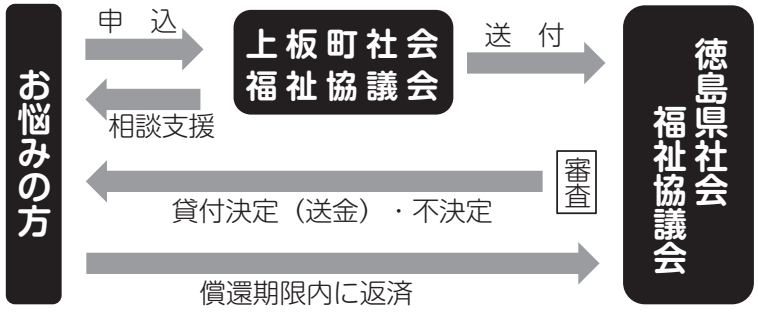

■お問い合わせ窓口　**上板町社会福祉協議会**　☎６９４－６１５５
上板町西分字橋西1－11（受付時間／平日9:00～16:00）

生ごみ処理容器等で ごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

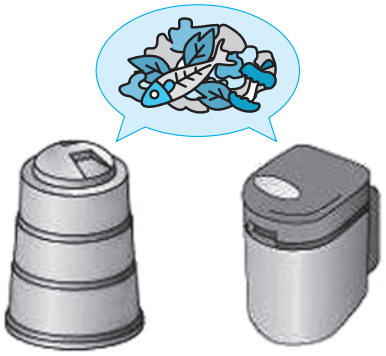

補助金額

生ごみ処理容器　（例：コンポスト・EM 菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、３,０００円を限度。

電気式生ごみ処理機　（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、２５,０００円を限度。

お電話一本で予約受付致します。
補助金希望の方は事前に環境保全課へ
お問い合わせください。

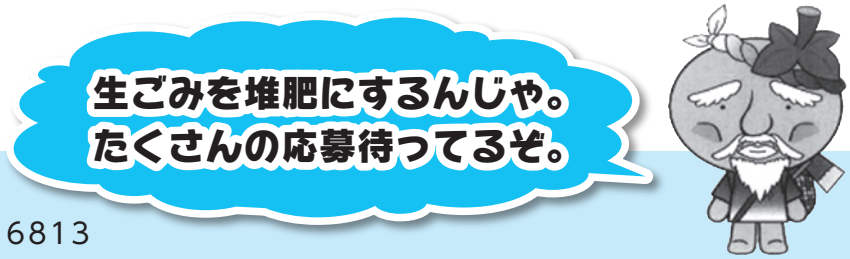

手続き方法など詳しくは・・・
上板町役場　環境保全課　☎694－6813

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和２年７月１日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

上板町の皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できるところからエシカルライフを実践しプラスチックを上手く使う工夫をしてみましょう。

尚、支部を通じエコバッグを上板町内全世帯を対象に一つずつ配布させて頂く予定ですが、お手元に届いていない世帯がございましたら　上板町役場　環境保全課　☎694－6813 までご連絡下さい。

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

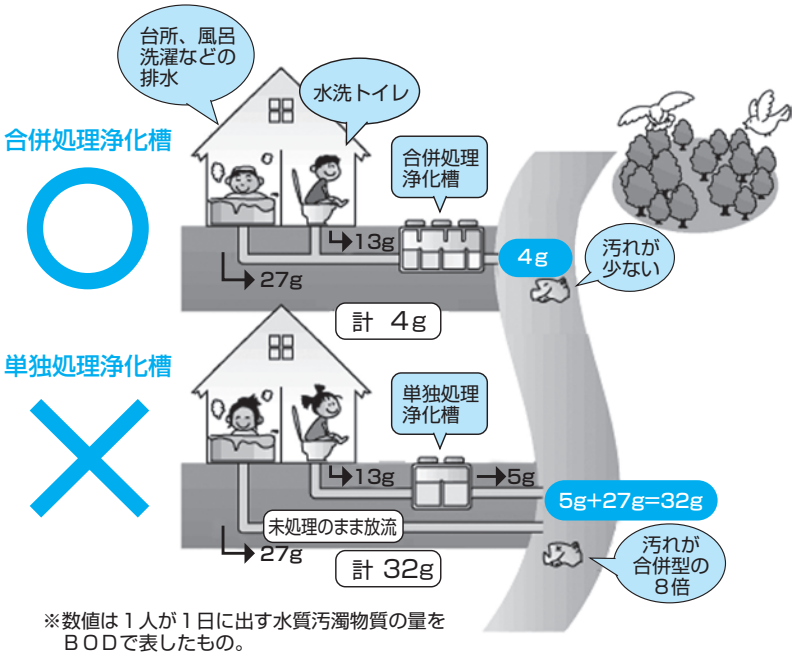

※数値は１人が１日に出す水質汚濁物質の量をＢＯＤで表したもの。

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているので、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年４月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、町外から転入し、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、下記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人　槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
５人槽	169,000 円	332,000 円
７人槽	207,000 円	414,000 円
10 人槽	276,000 円	548,000 円

●撤去費補助

区　分	補助限度額
単独槽撤去	90,000 円
汲取り槽撤去	90,000 円

◎受付期間：令和２年４月１日 ～ 令和２年１１月３０日

※なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

詳細については、上板町役場　環境保全課（☎694－6813）までお問い合わせください。

ちょっとひと工夫で、夏場のごみを減量！

夏場は、可燃ごみが増える季節

年間を通じて、梅雨時期から梅雨が明けた夏場は、可燃ごみ量が増加する時期で、そのごみに水分が多く含まれる時期でもあります。

町内の各ご家庭から排出されました令和元年月別の家庭系可燃ごみ量では、6月が163ｔ、7月が194ｔと約31ｔ増加しています。なお、一番排出量の少ない2月は152トンでした。

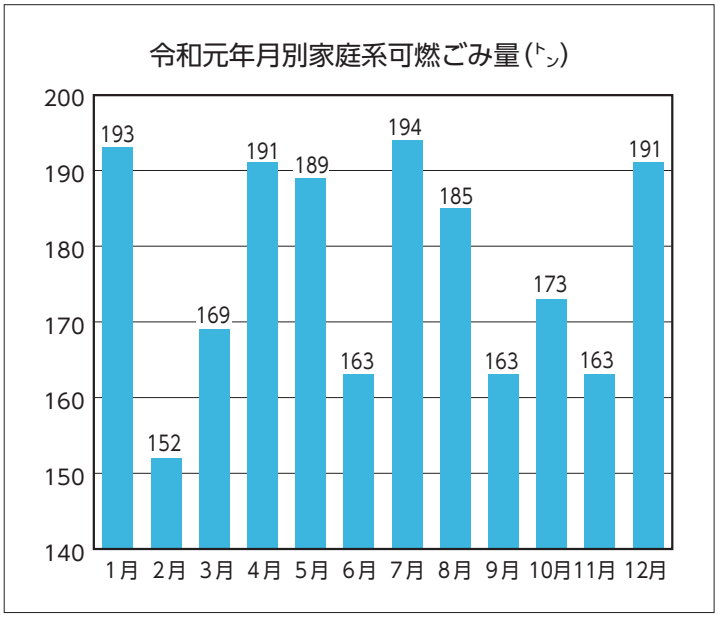

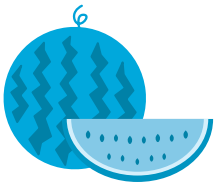

どうしたら減るの？

1 夏場のごみは、十分に水切りを！

夏場に可燃ごみの量が増える要因としては、生ごみ等の「**水分過多**」が考えられます。生ごみの約80％が水分といわれており、ごみとして出される前に水分を水切りネットなどで一絞りするだけで、大きなごみ（重量）の削減効果があると考えられます。夏場のごみ出しは、ご家庭で十分「水切り」を行って下さい。

※生ごみ「水切り」のポイント！

①濡らさない！
水分を吸わせないようにしましょう。

②乾かす！
野菜の皮などは、乾かしましょう。

③絞る！
水分をギュッと絞りましょう。

水切りができていない生ごみは、夏場は特に悪臭が発生し、ごみステーション付近の方の迷惑にもなります。

2 必要な分だけ買う

ついつい買いすぎていませんか？夏は賞味期限が早く切れ、食品廃棄が多くなります。食べ切れる分だけ買いましょう。

3 残さず食べる

「もったいない」の精神で必要な分だけ買う。食材は最後まで使い切り、残さず食べましょう。

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみ処理容器を利用すれば①家庭菜園の栄養となる堆肥が出来ます。②指定ごみ袋の使用枚数が減ります。③ごみステーションまで持っていくことが楽になります。素敵なエコ生活に挑戦してみませんか。

次回の大型ごみ引取り日時

引取り場所 上板町リサイクルセンター（役場西隣）

8月16日（日）
午前8時～正午

※引取りには、大型ごみ１品につき「大型ごみシール」が１枚必要です。
※家電製品に付いている乾電池は取り外し、資源物回収日に出して下さい。
※プリンターに付いているインクボトルは取り外して下さい。

寄せ植え教室の参加者募集

「セラミスグラニュー」というドイツ製の粘土加工チップを使って、室内をガーデニングしませんか？
ガラスの器を使ったインテリアグリーンで、穏やかで心地いい時間と空間を作りましょう。

■日　時　7月22日　水曜日　13時30分～
■場所・お問い合わせ　馬道会館　☎694－4868
上板町西分字原渕18番地2
■申し込み締め切り　7月17日　金曜日　午後5時まで
■材料代　2、000円

夏のキラキラアクセサリー作り教室の参加者募集

ハンドメイド好きの方に人気の「レジン」様々な型に好きなパーツを入れて固めます。
夏気分を盛り上げてくれるオリジナルアクセサリーを作ってみませんか。

■日　時　7月14日（火）　午後1時30分～
■定員　15名
（先着となりますので、お早めに電話でお申し込み下さい）
■参加費　材料費600円～1000円程度
■作品例　ブローチ、ブレスレット、ネックレスなど
■場所・お問い合わせ　馬道会館　☎694－4868
上板町西分字原渕18番地2

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、
さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。
どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。
ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

『あい』のご利用案内

●場　　所
上板町ふれあいセンター２階
上板町役場より西へ３００メートル
上板町商工会西隣

●受付時間
月曜日～金曜日　９時～17時
（土・日・祝日は休み）

☆相談は、電話相談と来所（面接）相談があります。
- これまでの経緯や現状についてお聴きし、今後のことを一緒に考えます。
- 定期的に来ていただいて継続してご相談をお受けします。
- 相談者に適した相談窓口や、利用できるサービスの情報をご紹介し、おつなぎします。
- 必要に応じて訪問支援もおこないます。

☆相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談
《受付時間》月曜日　から　金曜日
午前９時から12時まで
午後１時から５時まで
《電話番号》☎６３７－６００６

来所（面接）相談
《予約方法》（事前予約）
まずは電話で相談し、来所（面接）相談の予約をしてからお越しください。
《場所》ふれあいセンター２階
『あい』相談室

相談したいけど、平日は時間がとれない・・・

平日の利用が難しい方には、
毎月　第４土曜日の午後７時から午後９時まで
『あい』で電話相談及び来所（面接）相談を受け付けています。
※来所（面接）相談の場合は、事前に電話予約をしてからお越しください。

７月の相談日は、
７月25日（土）です。
お気軽にお電話、来所ください。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。

令和2年7月は次のとおり予定しています。

■開催場所
上板町中央公民館（役場2階）第1会議室

■開催日時
令和2年7月15日（水）
午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

■お問い合わせ
上板町役場　住民人権課
☎69-4-6809

○人権教育推進センター
徳島県男女参画・人権課分室
☎088-664-3701
徳島市東沖洲2-14
沖洲マリンターミナルビル内
あいぽーと徳島

○徳島地方法務局常設相談所
徳島地方法務局人権擁護課
徳島市徳島町城内6番地6
徳島合同庁舎6階
相談時間　平日
午前8時30分から午後5時15分

電話による相談

●みんなの人権110番
全国共通ダイヤル
0570-003-110
※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番
全国共通フリーダイヤル
0120-007-110

●女性の人権ホットライン
全国共通ダイヤル
0570-070-810
※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

■開　設　日
7月15日（水）

■開設時間
午後1時30分～
午後3時30分

■開設場所
上板町老人福祉センター

くらしの保険相談

・年　金
・健康保険
・失業保険
・労災保険
・交通事故
・生命保険
・住宅ローン

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密接した各種保険相談を開催します。

疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

■日時　令和2年7月28日　火曜日
午後1時30分から

■場所　馬道会館　☎69-4-4868
上板町西分字原渕18-2

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日　時
8月4日（火）午後1時～3時
※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場　所
上板町中央公民館（上板町役場二階）第一会議室

■お問い合わせ
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会内
☎088-679-4440

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

消費生活センターってどんなところ？

頼んだ商品が届かない、強引に買わされた、不当に高額な料金を請求された等の被害が発生しているものを「消費者トラブル」とよんでいます。

上板町にも消費者トラブルに関する相談機関として「上板町消費生活相談窓口」が平成23年に設置され、事業者と消費者との間に生じたトラブル、苦情、製品事故などに関する相談を受け付け、消費生活相談員が助言やあっせん、情報提供、注意喚起等を行っています。個人情報や相談内容については守られ、地域の方に気軽にご利用いただけるようになっています。

近年では複雑な手口も増え、個人では対応できないケースも多々ありますが、消費生活相談員は、定期的に国民生活センターや徳島県等が主催する相談員研修を受講し、関係機関と連携を図りながら相談対応や啓発を行っていますので、少しでも不安や不審に思うことがありましたら、左記窓口までお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

◆上板町消費生活相談窓口
☎69-4-6816　秘密厳守・相談無料
受付　平日9時～16時30分
（土・日・祝・年末年始を除く）

令和2年5月 お誕生おめでとう

■神宅　小林　尚真・果純
男の子　優月（ゆづき）

■瀬部　谷本　聖巳・百々花
女の子　瑛汝（あきな）

■神宅　村上　弘明・星藍
女の子　瑠湖（るこ）

板野町文化の館図書館 開館情報 7月

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自習禁止および短時間（1時間以内）の閲覧としております。
また、来館時にはマスク着用・手指消毒にご協力をお願いいたします。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

状況は常に変化しておりますので、最新の情報は、板野町文化の館のお知らせ（QRコード）を、ご確認ください。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎0888-672-5888

学校給食センター 食育と地産地消への取り組み

毎月19日は食育の日

6月2日の「かきじぃの厚焼きたまご」には、上板町観光イメージキャラクターかきじぃの顔のイラストをいれました。
また、じゃがいもと厚揚げのそぼろ煮には、上板町産の「たまねぎ」を使用しています。
6月の給食では、上板町産のみずみずしい新たまねぎをたくさん味わいました。

令和2年6月2日(火)
ごはん　牛乳
かきじぃの厚焼き玉子　ごまあえ
じゃがいもと厚揚げのそぼろ煮

交通安全教室を実施しました

6月2日から6月10日までの間、徳島板野警察署、板野交通安全協会上板分会、上板町交通安全母の会などの協力のもと、上板町内の幼稚園・小学校で交通安全教室を行い、歩行時の安全確認や自転車運転時の注意等について学びました。
日頃から交通ルールを守り、交通事故にあわないよう十分に注意しましょう。

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎088-694-6824　令和2年7月1日発行　印刷／(協)徳島印刷センター